

2015年11月4日

日本小児血液・がん学会

会員 各位

一般社団法人 日本小児血液・がん学会 定款・定款施行細則の修正点につきまして

日本小児血液・がん学会 理事会

謹啓 紅葉の候、先生方におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は本会に格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、過日ご覧いただきました一般社団法人 日本小児血液・がん学会 定款（案）につきまして、いただきましたご意見をもとに下記の修正をいたしますので、ご確認の程お願い申し上げます。

なお、来る11月28日（土）に開催されます本年度通常社員総会におきまして、本一般社団法人の設立承認をお諮りしたく存じますので、ご多用中恐縮ですが、万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

また、あいにくご出席が叶わない先生におかれましては、総会委任状をご返送いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

今後とも変わらぬご厚誼とご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 定款の変更点

修正前	修正後
第7条 正会員、準会員及び賛助会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、 <u>費</u> として、社員総会において別に定める規則に規定される額を支払う義務を負う。	第7条 正会員、準会員及び賛助会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、 <u>会費</u> として、社員総会において別に定める規則に規定される額を支払う義務を負う。
理由：脱字のため	
第14条 社員総会は、定時社員総会として事業年度末日より <u>3か月</u> 以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会として開催する。	第14条 社員総会は、定時社員総会として事業年度末日より <u>4か月</u> 以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会として開催する。
理由：開催時期に余裕をもたせるため	
第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、 <u>通算</u> 4年を超えて再任できないものとする。	第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、 <u>連続</u> 4年を超えて再任できないものとする。
理由：現在の運用に合わせるため	

修正前	修正後
第25条 4項 理事長及び副理事長の再任は、これを妨げない。ただし、 <u>通算</u> 4年を超えて再任できないものとする。	第25条 4項 理事長及び副理事長の再任は、これを妨げない。ただし、 <u>連続</u> 4年を超えて再任できないものとする。
理由：現在の運用に合わせるため	

また、一般社団法人への会員等の移行のため、来る 11 月 26 日に、定款の附則に以下の規程を追加する。

(入会等の特例)

第 48 条 平成 27 年 1 月 28 日開催の特定非営利活動法人日本小児血液・がん学会通常総会においてこの法人の設立及びこの定款が承認された場合において、特定非営利活動法人日本小児血液・がん学会の正会員又は賛助会員は、この定款の規定に関わらず、特段の意思表示がない限り、それぞれこの法人の正会員又は賛助会員として入会したものとみなす。

2 前項の場合において、特定非営利活動法人日本小児血液・がん学会の名誉会員は、この定款の規定に関わらず、特段の意思表示がない限り、それぞれこの法人の名誉会員に推挙されたものとみなす。

3 第 1 項の場合において、特定非営利活動法人日本小児血液・がん学会の評議員は、この定款の規定に関わらず、特段の意思表示がない限り、この法人の名誉会員に推挙されたものとみなし、その任期は平成 30 年開催予定の定時社員総会日までとする。

2. 定款施行細則の変更点

※誤字・脱字など内容に変更がない修正につきましては割愛させていただきますので何卒ご了承ください。

修正前	修正後
第 3 条 2) 正当な理由なしに 2 回続けて <u>定時総会</u> を欠席した場合。但し、正当な理由がある場合は資格審査委員会で審議する。	第 3 条 2) 正当な理由なしに 2 回続けて <u>評議員会</u> を欠席した場合。但し、正当な理由がある場合は資格審査委員会で審議する。

理由：現在の運用に合わせるため

第 3 条 3 項 (新設)

評議員会欠席の「正当な理由」を以下のように定める。

- (1) 緊急対応を要する用件 (緊急手術など突発的に発生した診療業務など)
- (2) 評議員会より優先度が高いと考えられる用件 (重要な会議など)

* 予定手術や通常外来診療など予定変更可能なものは「正当な理由」とは認められない

理由：現在の運用に合わせるため

第 4 条 6 項 (理事の選任)	第 4 条 6 項 (理事の選任)
第 5 条 3 項 (監事の選任)	第 5 条 3 項 (監事の選任)
第 6 条 2 項 (理事長の選任)	第 6 条 2 項 (理事長の選任)
立候補は <u>選挙実施年 12 月 31 日現在の満 63 歳</u> までとする。	立候補は <u>選挙実施年度末日</u> の満 63 歳までとする。

理由：年度開始月変更のため

修正前	修正後
<p>第5条 13項 任期満了の理事は連続して監事に就任できない。</p>	<p>削除</p>
<p>理由：理事は学会活動への経験・知識に長けており、連続して監事となることを妨げる必要がないため</p>	
<p>第8条 8項 理事会の議事については議事録を作成し、議長および理事会で選任された議事録署名人2人が記名押印または署名しなければならない。</p>	<p>削除</p>
<p>理由：理事会議事録署名人に関しては定款第32条に記載しているため</p>	
<p>第13条 5項（新設）</p>	
<p>Pediatric Blood & Cancer を本学会の英文オフィシャル・ジャーナルとする。</p>	
<p>理由：現在の運用に合わせるため</p>	
<p>第14条 2項 常設委員会は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 庶務・財務委員会 2) 規約委員会 3) 評議員等資格審査委員会 4) 倫理委員会 5) 利益相反委員会 6) 学術集会プログラム委員会 7) 学会誌編集委員会 8) 診療ガイドライン委員会 9) 学会賞等選考委員会 10) <u>学術・調査委員会</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>血液・免疫小委員会</u> (2) <u>止血・血栓小委員会</u> (3) <u>血液腫瘍小委員会</u> (4) <u>固形腫瘍小委員会</u> (5) <u>移植・細胞療法小委員会</u> 11) 教育・研修委員会 12) 専門医制度委員会 13) 社会・広報委員会 14) 保険診療委員会 15) 国際委員会 16) <u>看護委員会</u> 	<p>第14条 2項 常設委員会は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 庶務・財務委員会 2) 規約委員会 3) 評議員等資格審査委員会 4) 倫理委員会 <u>(附則5参照)</u> 5) 利益相反委員会 6) 学術集会プログラム委員会 7) 学会誌編集委員会 8) 診療ガイドライン委員会 9) 学会賞等選考委員会 10) <u>研究審査委員会</u> <ol style="list-style-type: none"> 11) <u>学術・調査委員会 (附則6参照)</u> 12) <u>疾患委員会 (附則7参照)</u> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>造血細胞移植委員会</u> ② <u>再生不良性貧血・MDS委員会</u> ③ <u>血小板委員会</u> ④ <u>止血・血栓委員会</u> ⑤ <u>白血病・リンパ腫委員会</u> ⑥ <u>組織球症委員会</u> ⑦ <u>固形腫瘍検討委員会</u> 13) <u>看護委員会</u> 14) 教育・研修委員会 15) 専門医制度委員会 16) 社会・広報委員会

	<p>17) 保険診療委員会 18) 国際委員会</p>
<p>理由：疾患委員会の今後のあり方が未決のため現行の委員会を継承しつつ検討することとした。 研究審査委員会：学会内の研究審査に対応するため</p>	
<p>第11条 11項 (新設) 第1項から第10項に規定するものは第14条2項11)の疾患委員会を除くすべての委員会に適用するものとし、疾患委員会については第16条に別に定める。</p>	
<p>理由：第14条における委員会構成の変更に合わせてため</p>	
<p>(小委員会) 第16条 <u>小委員会委員は、原則として評議員の中から、自薦・他薦により別に定める期日までに候補者を募集し、理事会の議を経て選出し理事長が委嘱する。</u> 2. 委員は<u>小委員会を2つまで兼任できるものとする。</u> <u>常設委員会の兼任は問わない。</u> 3. 委員の任期は<u>選出された総会終了翌日から次々期総会終了日までの2年間とし、連続再任は2回まで認められる。</u> <u>4. 理事長は各疾患委員会の担当理事を理事の中から委嘱する。</u> <u>5. 担当理事は理事会ならびに総会に委員会活動報告を行い、承認を得なければならない。</u> 6. <u>小委員会の委員長ならびに副委員長は委員の中から委員会規程によって選任され、理事長により委嘱される。</u> 7. 委員長ならびに副委員長の任期は選任された日から次々期定時総会終了日までの2年間とし、連続再任は2回まで認められる。</p>	<p>(疾患委員会) 第16条 <u>委員は、原則として評議員の中から公募し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。</u> 2. 委員は<u>疾患委員会を2つまで兼任できるものとする。</u> <u>別の委員会の兼任は問わない。</u> 3. 委員の任期は2年間とし、連続再任は2回まで認められる。 4. 委員長ならびに副委員長は委員の中から委員会規程によって選任され理事長により委嘱される。 5. 委員長ならびに副委員長の任期は選任された日から次々期定時総会終了日までの2年間とし、連続再任は2回まで認められる。</p>
<p>理由：第14条における委員会構成の変更に合わせてため。また、今後、疾患委員会は1名の担当理事が全疾患委員会を統括する体制とするため、4項及び5項は削除する。</p>	
<p>第21条 7項 会費を1年以上滞納した者へは学会誌送付を停止する。</p>	<p>第21条 7項 会費を1年以上滞納した者へは学会誌送付<u>およびアクセス権</u>を停止する。</p>
<p>理由：学会誌オンラインジャーナル化のため</p>	
<p>第21条 9項 会員は2年間を上限として休会することができる。休会を希望する場合は理由を明記した申請書（書式は問わない）を理事長宛てに提出する。会員の休会については理事会の承認が必要である。2年以上休会する場合は再申請が必要</p>	<p>削除</p>

<p>となる。休会中の会費は免除されるが、学会誌は送付されない。休会から復帰する際には復帰年度の年会費納入とともに復帰申請書を提出しなければならない。休会期間中の会員歴は継続されるが、選挙権、被選挙権、役員、評議員、委員会委員(及び専門医申請)の資格は停止される</p>	
<p>理由：第22条に休会に関する項を新設のため</p>	
<p>(休会) 第22条 (新設) 会員は2年間を上限として休会することができ、休会期間中の会費納入は免除される。</p> <p>2. 休会を希望する場合は、理由を明記した申請書(書式は問わない)を理事長宛てに提出し、承認を得ることとする。</p> <p>3. 休会期間は年度ごとの申請とし単年度または連続2年度の休会申請が認められる。</p> <p>4. 休会申請期間の終了と同時に自動的に会員に復帰となるため、休会期間を延長する場合は再申請が必要である。</p> <p>5. 年度途中の会員復帰は可能であるが、その場合は復帰年度の年会費を納入し、かつ理事長あてに会員復帰についての申請書を提出することとする。</p> <p>6. 学会誌の送付およびアクセス権が停止される。</p> <p>7. 休会期間中の会員歴は継続されるが、選挙権、被選挙権、役員、評議員、委員会委員の資格は停止される。</p>	
<p>理由：運用上、処理が煩雑となることを避けるため</p>	
<p>附則</p> <p>2. 設立当初における理事及び監事の任期は平成27年11月26日までとし、次期理事及び次期監事の任期を平成27年11月27日から平成30年度定時総会までとする。</p> <p>3. 会計年度が4月1日開始であるため、設立当年度の事業年度は設立日である平成27年10月3日から平成28年3月31日までとする。</p> <p>4. 平成27年度事業年度が6ヶ月間となるため、第19条6項にさだめる会費滞納による会員資格喪失に関する規定は平成28年度の年会費より適用する。ただし、平成27年度年会費の納入は要する。</p>	<p>附則</p> <p>2. 設立当初における理事及び監事の任期は平成27年11月28日までとし、次期理事及び次期監事の任期を平成27年11月29日から平成30年度定時総会までとする。</p> <p>3. 会計年度が4月1日開始であるため、設立当年度の事業年度は設立日である平成27年11月2日から平成28年3月31日までとする。</p> <p>4. 平成27年度事業年度が5ヶ月間となるため、第19条6項にさだめる会費滞納による会員資格喪失に関する規定は平成28年度の年会費より適用する。ただし、平成27年度年会費の納入は要する。</p>
<p>理由：実際の日程に合わせるため</p>	
<p>附則</p> <p>5. (新設)</p> <p>NPO 小児血液・がん学会(以下「NPO 学会」という)の臨床研究倫理審査委員会で審査中の案件は旧委員会で審議を継続する。本学会では外部の新規の臨床研究審査は受け付けない。本学会事業に関する調査研究等についての審査は研究審査委員会が行う。</p> <p>6. (新設)</p> <p>学術・調査委員会はNPO 学会における疾患登録委員会業務を引き継ぎ、疾患委員会の各委員会と協力して小児血液疾患及び小児がん領域の調査研究を推進する役割を担う。</p> <p>7. (新設)</p> <p>疾患委員会はNPO 学会での当該疾患委員会の業務を継承する。</p>	

理由：委員会構成・業務の詳細を記載するため。

この定款施行細則は平成 27 年 **11 月 2 日**より施行する。

以上